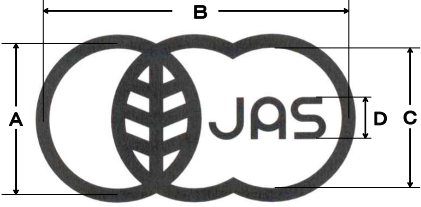
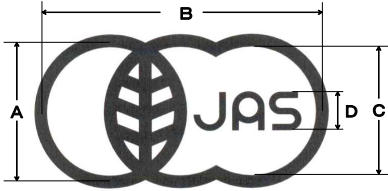


| 新（平成28年6月1日農林水産省告示第1270号） | 旧 |
|---|--|
| <p>別記様式4（第2条関係）</p>  <p>認定機関名 認定番号</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) Aは、5mm以上とする。 (2) Bは、Aの2倍とし、Dは、Cの3/10とする。 (3) 認定機関名の文字の高さは、Dと同じとする。 (4) 認定機関名は、略称を記載することができる。 (5) <u>認定番号は、関係法令の規定により飲食物品又は油脂の包装、容器若しくは送り状に表示される事項により、有機農産物又は有機畜産物の生産行程管理者、小分け業者、外国生産行程管理者若しくは外国小分け業者又は指定農林物資の輸入業者を特定することができる場合には、記載しないことができる。</u> | <p>別記様式4（第2条関係）</p>  <p>認定機関名</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) Aは、5mm以上とする。 (2) Bは、Aの2倍とし、Dは、Cの3/10とする。 (3) 認定機関名の文字の高さは、Dと同じとする。 (4) 認定機関名は、略称を記載することができる。 <p>（新設）</p> |